

銀行振込口座登録依頼書(物品役務)

令和 年 月 日

自然科学研究機構 岡崎統合事務センター 財務課長 殿

下記のとおり登録願います。また、公的研究費の不正防止にかかる誓約書については別送します。

| | | | | | | |
|----|------------|--|--------|--------------|-------|------|
| 1 | 処理区分 | 1:新規 2:変更 | | (該当に○印) | | |
| 2 | 社名 | | | | | |
| 3 | 担当者 | | | | | |
| 4 | 郵便番号 | 〒 | | | | |
| | 住所 | | | | | |
| 5 | 電話番号 | | | | | |
| 6 | ファクシミリ | | | | | |
| 7 | eメールアドレス | | | | | |
| 8 | 産業分類 | 大企業(10へ) ・ みなし大企業(10へ) ・ 中小企業(9へ) ・ その他(10へ) (該当に○印) | | | | |
| 9 | 中小企業は設立年月日 | 設立 (西暦) | 年 | 月 | 日 | |
| 10 | 銀行名 | みずほの場合は○印 | みずほ | 銀行 | 銀行コード | 0001 |
| | | みずほ以外の場合 | | 銀行・信用金庫・信用組合 | 銀行コード | |
| | 支店・出張所名 | | 支店・出張所 | 支店コード | | |
| | 口座番号 | (7桁) | | | | |
| | 口座名義(カナ) | | | | | |
| 11 | 預金種別 | 1:普通預金 | 2:当座預金 | (該当に○印) | | |
| 11 | 備考 | | | | | |

(記入方法)

- 太枠の中をご記入ください。
- eメールアドレスについては、経理担当部署のアドレスを記入願います。支払通知送付をお送りします。
- 口座名義(カナ)は、必ず通帳の名義をご記入願います。
- ※ みずほ銀行に口座をお持ちの場合は、みずほ銀行の口座で申請願います。

部門担当者記入欄

| | | | |
|-------|--|----|--|
| 研究所 | | | |
| 受付者氏名 | | 内線 | |

出納係記入欄

債主コード

| | | |
|---------|------|------|
| 30000 | | |
| システム登録日 | 入力者印 | 確認者印 |
| | | |

(別紙)

誓 約 書

当社(当法人)は、自然科学研究機構との取引に当たり、「自然科学研究機構会計規程」「自然科学研究機構契約実施規則」「自然科学研究機構契約事務取扱要領」及び「自然科学研究機構発注工事請負等契約要領」並びにその他関係法令を遵守し、いかなる不正、不適切な契約を行わないことを誓約します。

当社(当法人)に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、機構の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

大学共同利用機関法人

自然科学研究機構長 殿

(住所)

(社名又は法人名)

(代表者役職・氏名)

印

平成27年1月5日

取引業者各位

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構
機構長 佐藤勝彦
(公印省略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について(依頼)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本機構の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知のことと存じますが、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本機構では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、検収センター等による検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印の上、下記のとおり提出いただきますようよろしくお願いいたします。

敬白

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本機構と取引を行う全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- a) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 提出の依頼について

平成27年1月5日より本機構と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。

3. 提出回数について

1回

4. 誓約書の様式について

別紙「誓約書」とおりとします。

5. 誓約書の提出方法について

直接取引のある機関の事務部門(機構事務局、国立天文台、核融合科学研究所、岡崎統合事務センター、新分野創成センター)に持参、もしくは郵送で提出してください。

また、本機構内で複数の機関と取引がある場合はその旨を提出先の担当者にお伝え願います。

6. 提出および問合せ先

①事務局・新分野創成センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル2F
自然科学研究機構 事務局財務課財務係
Tel03-5425-1303 Fax03-5425-2049

②国立天文台

〒181-8588 東京都三鷹市大沢2-21-1
国立天文台 事務部経理課調達係
Tel0422-34-3935 Fax0422-34-3675

③核融合科学研究所

〒509-5292 岐阜県土岐市下石町322-6
核融合科学研究所 管理部財務課監査係
Tel0572-58-2035 Fax0572-58-2604

④岡崎統合事務センター

(基礎生物学研究所・生理学研究所・分子科学研究所・岡崎共通研究施設)
〒444-8585 愛知県岡崎市明大寺町字西郷中38
自然科学研究機構 岡崎統合事務センター財務部調達課
Tel0564-55-7151 Fax0564-55-7149

7. その他

「誓約書」に記載されている規程、要領及び関係法令につきましては、本機構のホームページ「競争的資金等の不正使用防止」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: <http://www.nins.jp/site/rule/1023.html>

以上

取引業者の皆様へ

公的研究費の適正な執行・管理へ のご協力について（お願い）

大学共同利用機関法人自然科学研究機構岡崎統合事務センター
【担当：調達課（0564-55-7150）】

1. 不正使用防止の取組について

昨今、一部の大学等において公的研究費の不正使用が発覚しています。このようなことは、大学等の信用を失墜し、国民の信頼と負託を大きく損なうこととなります。当機構では、公的研究費の不正使用防止に向けて職員に対し研修を行うなど、「不正使用を起こさない、起こさせない」ことに取り組んでいるところです。

公的研究費の不正使用には、取引業者が関与する事例もあります。当機構では、不正使用防止に向け厳格に取り組んでいきますので、取引に関するルール、手続きを遵守し、「不正使用を起こさない、起こさせない」取組にご協力をお願いします。

2. 発注に関するお願い

教員が直接発注を行えるのは 1契約につき、100万円未満の契約 です。

100万円以上（ただし、備品は1品50万円以上）の発注については、必ず調達課からとなります。

100万円以上（1品50万円以上の備品）の発注が教員からあった場合でも、受注することのないようお願いします。

3. 納品における検収のお願い

納品時には必ず検収担当者の検収を受けてください。検収を受けずに直接納品しないでください。

納品のフローは以下の通りです。

物品検収室等検収担当へ「納品書」とともに物品を持参して下さい。



検収担当者が納品書記載の品目・数量と現物の一致を確認し、納品書に検収印を押印します。



請求元の教員へ物品を届け、物品の仕様等の確認を受け、納品してください。



4. 情報提供に関するお願い

本機構では、内部監査、監査法人による監査、会計検査院による監査等様々な監査が行われております。

監査の過程で、取引業者の皆様から取引記録に関する帳簿の提供を依頼することがありますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

5. 誓約書の提出に関するお願い

本機構では、「不正使用を起こさない、起こさせない」取組の一つとして、不正、不適切な取引を行わない旨の誓約書を取引業者の皆様から提出頂いております。誓約書については本機構ホームページに掲載していますので、ご協力をお願いします。

◆誓約書はこちら

http://www.nins.jp/pdf/information/written_pledge.pdf

6. 取引に関するお願い

本機構の職員から、請求書の改ざんや契約内容と異なる物品の納品の要請など、不正な働きかけがあった場合には、応じることなく、速やかに以下の通報窓口へ通報ください。通報したことを理由として、業者の皆様方へ不利益な取り扱いは行いません。

なお、業者が不正行為に関与したことが発覚した場合、取引停止など厳正な処分を行います。

通報窓口

<岡崎地区>

財務部財務課長

Tel : 0564-55-7140

E-mail : kansatsuho@orion.ac.jp



7. 相談窓口について

取引（研究費の使用）に関するルール、手続きについては、以下の相談窓口までご相談ください。



相談窓口
財務課

TEL: 0565-55-7142
E-mail: r7142@orion.ac.jp

その他（不正等）の相談事項については、以下の通報窓口までご相談ください。

通報窓口
財務課長

TEL: 0564-55-7140
E-mail: kansatsuho@orion.ac.jp



以上、ご協力をお願いいたします。

参考：他大学等における不正使用の事例

- 大学院教授が取引のある業者に架空の物品を発注し、その代金を「預け金」としてプールさせる手法などで、約1億446万円の研究費を不正に使用した。（大阪大学）
- 私的に購入した物品を取引業者から購入したように見せかけるなどして業者に支払い、後日現金を受け取っていた。
（物質・材料研究機構）
- 実験被験者用靴下、研究用のカーナビ及び液晶テレビの購入に当たり、支払書類をカラー用紙A4厚口及びトナーやソフトウェア等に品名替えすることを業者に依頼し、その内容で事務に提出された。（秋田工業高等専門学校）